

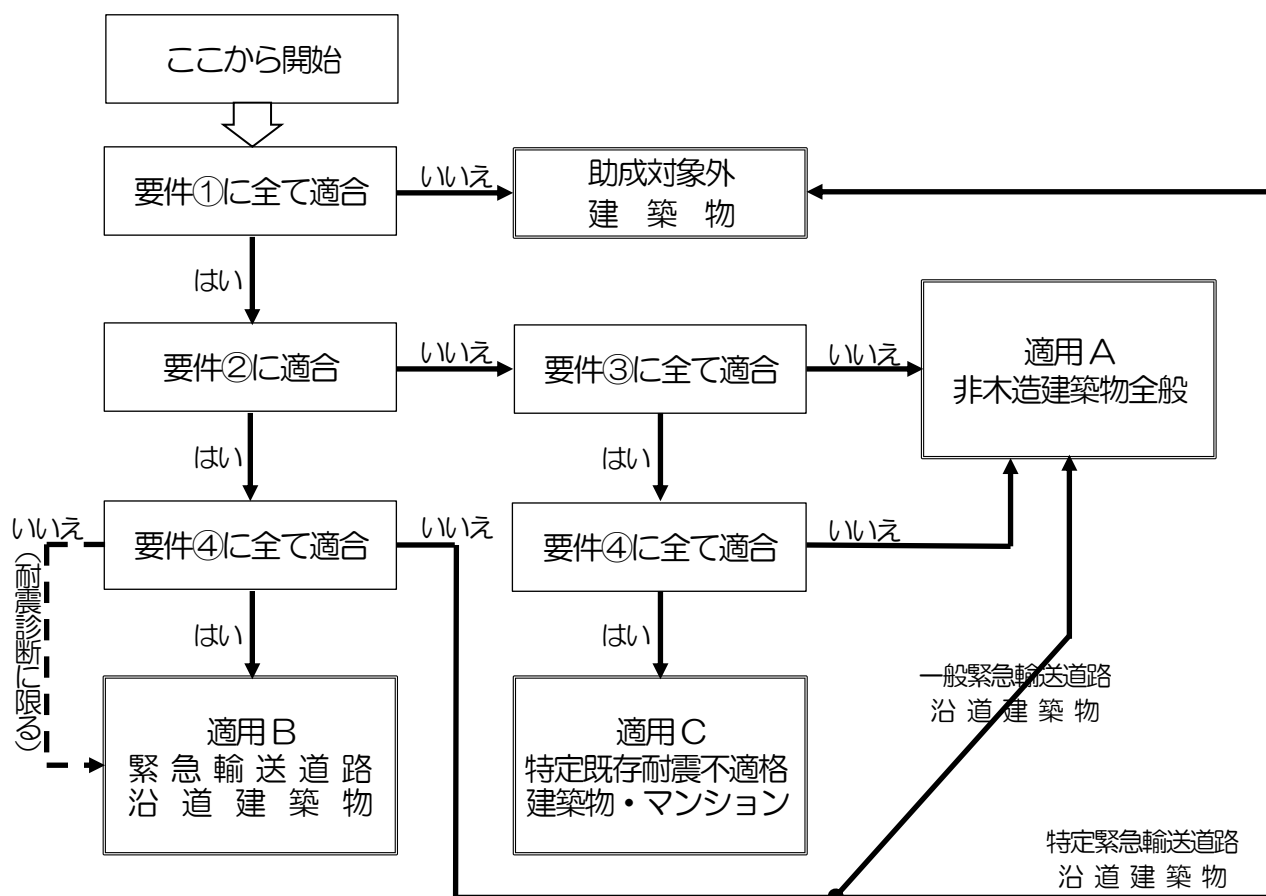
付録 建築物と対象となる助成内容

パンフレット「ビル・マンションの耐震化助成案内」の追加解説です。パンフレットと併せてお使いください。

建築物の対象要件

要件①	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物であること。 ・鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物であること。 ・耐震診断に必要な設計図書を備えたものであること。
要件②	・緊急輸送道路沿道建築物であること。(P8)
要件③	・特定既存耐震不適格建築物(P13)又はマンションであること。 ・延べ面積が1,000㎡(幼稚園・保育所にあつては500㎡)以上であること。 ・地階を除く階数が3以上であること。
要件④	・耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ・検査済証の交付を受けたものであること。 ・耐震改修に係る命令を受けていないこと。 ・耐震診断の結果、I_s(構造耐震指標)の値が0.6相当未満であること。

助成内容の適用フロー



耐震診断助成を受ける場合:「耐震診断に必要な設計図書を備えたもの」
 補強設計、耐震改修、建替え助成を受ける場合:「耐震診断に係る評定書及び耐震結果報告書又はこれに代わる書類を備えたもの」
 に適合することが必要です。

要件の適用と助成内容

適用	対象建物	要件①	要件②	要件③	要件④	助成種別	助成の可否	助成限度額
A	非木造建築物全般	○				緊急輸送道路沿道建築物以外 P4	耐震診断：○	200万円
							補強設計：×	—
							耐震改修等：×	—
							建 替 え：×	—
B	緊急輸送道路沿道建築物(P8)	○	○		○	一般・特定緊急輸送道路沿道建築物 P5 P6	耐震診断：○ (特定緊急輸送道路沿道建築物は×)	一般緊急：240万円
							補強設計：○	一般緊急：100万円 特定緊急：※
							耐震改修：○	一般緊急：4,000万円 特定緊急：※
							建 替 え：○ (除却を含む)	一般緊急：2,000万円 特定緊急：※
C	特定既存耐震不適格建築物(P11)・マンション (緊急輸送道路沿道建築物は、適用Bです。)	○		○	○	緊急輸送道路沿道建築物以外 P4	耐震診断：○	200万円
							補強設計：○	100万円
							耐震改修：○	2,000万円
							建 替 え：×	—

※ 特定緊急輸送道路沿道建築物を対象とした助成は、建物の用途や規模、工法により、限度額が異なります。(P6)

注意：助成金を受ける場合、助成対象要件(P3)に適合することも必要です。